

本県の議会基本条例に盛り込むべき項目についての意見等

資料1

項目		項目に対する意見等					
		いばらき自民党	民主党	自民県政クラブ	公明党	日本共産党	みんなの党
一 前文		二元代表制について分かりやすく述べる。また、茨城県議会の歴史的な背景や茨城の特色について記述する。	二元代表制について盛り込むべき。	茨城県議会の歴史、現状、今後の課題を述べること。 県議会の決意を述べること。	出来れば簡易な言葉で、二元代表制の定義を盛り込みたい。	今、地方自治を巡っては、地方自治の本旨の具体化、眞の地方自治の確立に向けた様々な取組が展開され、地域の課題は地域自ら考え、判断し、決定するという、自主的かつ自立的な住民自治の原則に基づく団体自治の運営がこれまで以上に求められている重要な時にある。 本県議会は、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、県民の代表機関としてその信託にこたえられるよう、議会のあるべき姿を明らかにするとともに、県民に開かれた議会運営、議会の機能の強化及び議会改革に努め、地方自治の確立に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。	①二元代表制の一翼を担う機関であること。 ②「立法権限」「行政的・意思決定権限」「行政監視権限」を有すること。 ③公開の場。
二 総則	①目的	議会の基本的な事項を定めることにより、議会の権能を最大限に發揮しながら、県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び茨城県の発展を図ることを目的とする。	県民の負託に応え、県民の福祉の向上に努めること。	議会の基本理念、議員の責務、議会についての基本的事項を定めることにより、県民の負託に応え、県民福祉の向上と県政の発展に寄与することを目的とするなどを盛り込むべき。	この条例は、茨城県の運営における茨城県議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにするとともに、議会及び茨城県議會議員（以下「議員」という。）の活動の原則、県民と議会との関係、議会と知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）との関係その他議会の基本的な事項を定めることにより、議会と知事の二つの機関による県の運営において、議会の権能を最大限に發揮しながら、県民の負託にこたえ、議会の権能の発展及び議会の機能の充実を目指すとともに、県民福祉の増進及び茨城県の一層の発展を図ることを目的とする。	この条例は、茨城県議会の基本理念を明らかにし、茨城県議會議員の責務及び役割、議会運営の原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が県民の信託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。	この条例は県議会が担う役割を果たすための基本的事項を定めることにより、県民の付託に応えるとともに、県民に開かれ、県民が参加できる議会を目指す。
	②基本理念	議会は、二元代表制の一翼を担い、県の意思決定を行う議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、眞の地方自治の実現を目指すものとする。	眞の地方自治の確立に努めること。	議会は二元代表制の一翼を担うこと。 県民を代表する議事機関として、県民の意思を県政に反映させること。 眞の地方自治の実現を目指すものとする。	議会は、二元代表制の一翼を担い、県民を代表する機関として、その機能を最大限に發揮することにより、地方自治の確立を目指すものとする。 議会は多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、少数意見を尊重し、県民に開かれた運営に努めるものとする。 議会は、地方自治を取り巻く環境その他の社会情勢が変化する状況の中にあって、常に県民の信託にこたえられるよう、議会改革を推進するものとする。		

本県の議会基本条例に盛り込むべき項目についての意見等

資料1

項目		項目に対する意見等					
		いばらき自民党	民主党	自民県政クラブ	公明党	日本共産党	みんなの党
三 議会 (議会運営)	①議会運営の原則	議会は、その権能及び機能を最大限に發揮しながら、合議制の機関としての審議の充実と効率的な運営に努めるものとする。 県民の信頼に応え、透明性の高い議会運営に努める。		県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視・評価や政策立案・提言を行えるよう円滑で効率的な運営に努めるものとする。 県民に開かれた透明性の高い運営に努めること。	多様な県民意見の集約。迅速で効率的な議会運営。透明性・公開性の確保。少数意見の尊重。	議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論を行えるように努めなければならない。 議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ透明な運営に努めなければならない。 議会は、その機能が十分に發揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 特別委員会は、社会経済情勢等の変化に伴う新たな県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。	広く県民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点と方法で運営されるべき。 すべての議員が県民の代表であることから、すべての議員が本会議場で質問できる機会を設ける。
	②議会の説明責任	議会は、次に掲げる役割を担うものとする。 1 議事機関として、議決により県の意思決定を行うこと。 2 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。 3 県政の課題に関し、政策の立案及び提言を行うこと。 4 意見書、決議等により、国等に意見表明を行うこと。 5 県政の課題、審議等の内容について、県民に明らかにすること。 6 県民の生命や生活に影響を及ぼす災害等が発生した場合は、県民及び地域の状況を的確に把握し、知事等に速やかに必要な要請を行うこと。	規定すべき。	議会は議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に対し、県民に対して説明責任を果たすものとする。	県民への積極的、能動的な情報の説明責任。		
	③議会の使命（役割）	別に条例で定めるところによる。 ※茨城県議会定例会の回数を定める条例 茨城県議会委員会条例	県民の意思を的確に把握し、積極的な情報提供に努める。	議会は本会議や委員会等での審議をはじめ多様な議会活動を通じて、県民の意思等を県政に反映することを使命とする。	議会に提出された議案の審議及び審査を行うほか、積極的に政策立案及び政策提言に取り組むことにより、県の政策を決定すること。 知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。 県民の多様な意見を集約し、議会の意思又は見解を国又は他の機関に表明すること。 県政の情報及び実状を県民に明らかにすること。	議会は、意見書、決議により、積極的に議会の意思を発信するものとする。	
	④本会議、委員会			本会議は、全議員で構成し、議会の最終的な意志決定を行うものとする。 常任委員会は県政の課題に対応して機動的に開催する。 特別委員会は新しい県政の課題に対応する場合に設置する。	議会を通常開催とする。 委員会も含め議論をインターネット等で広く公開する。	定例会の回数は茨城県議会定例会の回数を定める条例の定めるところによる。 定例会及び臨時会の会期及びその延長及びその開閉に関する事項は、茨城県議会会議規則の定めるところによる。	

本県の議会基本条例に盛り込むべき項目についての意見等

項目		項目に対する意見等					
		いばらき自民党	民主党	自民県政クラブ	公明党	日本共産党	みんなの党
三 議 会 (議会運営)	⑤質問の充実 (一問一答、分割等)	議会は、多様な方式による議員の質疑及び質問、審議等により、真摯な議論の展開及び審議の充実に努めるものとする。	具体例までは必要なし。	議会は本会議や委員会の目的や役割等に応じ、一括質問一括答弁方式、分割質問分割答弁方式等効果的な方法等を選択し、質問及び質疑の充実に努めるものとする。	対面式質疑の導入。大型映像装置などの活用により、議員や傍聴者に分かりやすく情報を提供する。	議会は、議会が定める多様な方式による議員の質疑及び質問、審議に係る論点等を明確にするための議員相互による討論を行うこと等により、真摯な議論の展開及び審議の充実に努めなければならない。 議員は、会議等において質問又は質疑を行うに当たっては、議員の責務を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。 議員は、質問等の論点を明確にし、県民にわかりやすくするよう努めるものとする。	質問方法は、事前調整を一切やめ、一問一答形式で執り行う。
	⑥議員による検討組織の設置	議会は、本会議及び委員会の審議等によるほか、県政の課題及び議会運営に関して、審議、調査、協議等を行う必要があると認める時は、議員で構成する検討組織を設置するものとする。	規定すべき。	県議会は継続的な議会改革や県政の課題に関する調査に取り組むため検討組織を設置することができる。		議会は、県政の課題に関して協議又は調整を行うため、議員で構成する政策検討会議を設置することができる。	
	⑦調査機関の設置	議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する審査又は調査のための機関を設置することができる。	設置できることを規定する。	県政の課題に関する調査のために必要がある時は、議決により、学識経験者や議員を構成員として調査機関を設置することができる。	議会は、必要があると認めるときは、学識経験者、県民、議員等で構成する調査研究のための機関を設置することができる。	議会は、必要があると認めるときは、学識経験者、県民、議員等で構成する調査研究のための機関を設置することができる。	調査研究のため、議会の付属機関として学識経験者、マスコミ、企業家などをメンバーとする外部諮問機関を設け、議会の運営、広報、改革などについて検討する。
	⑧附属機関の設置	必要なし。	必要なし。	特に必要なし。			
	⑨議員間討議		「審議の充実」として記載する。	常任委員会、特別委員会、議会運営委員会において、議会の権能を発揮するため、議員間討議を行うことができる。	議員間討論も認める条項は必要<審議の充実>という視点で、規定するのがよいのではないか。例えば、議会は、議会が定める多様な方式による議員の質疑及び質問、審議に係る論点等を明確にするための議員相互による討論を行うこと等により、真摯な議論の展開及び審議の充実に努めなければならない。		議員間討議を活発にするため、会派代表と無所属議員による討議の場を設ける。
	⑩調査	議会は、議案及び知事等の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する課題の解決に資するための必要な調査研究を行うものとする。		議会は、議案又は県の事務に関する調査を行う。また、県政や議会運営に関する調査を行うものとする。	政務調査活動を明文化。	議会は議案及び知事等の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する課題の解決に資するための必要な調査研究を行うものとする。 議員及び会派は、県政及び議会運営に関する課題の解決に資するための必要な調査研究の実施に努めるものとする。	
四 議 員	①議員の使命(責務)	議員は、選挙によって選出された県民の代表として、その負託にこたえるため、県政の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて、県政に反映させる責務を有する。	県民の信託に応え、県政の発展に努めることを使命とする。	議員は選挙で選ばれた県民の代表として、県民の意思の把握に努めるとともに、議会活動を通じて、県民の負託にこたえる責務を有する。	議員は、県民から信託された県民の代表として、県民全体を考え、県民の多様な意見を集約し、県民の意思を的確に県政に反映させ、県民に説明することにより、県民福祉の増進及び茨城県の発展に取り組むことをその使命とする。	議員は県民の代表として、県民の信託にこたえるため、県政の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて、県政に反映させる責務を有する。	

本県の議会基本条例に盛り込むべき項目についての意見等

項目		項目に対する意見等					
		いばらき自民党	民主党	自民県政クラブ	公明党	日本共産党	みんなの党
四 議員	②議員の役割	<p>議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>1 本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「會議等」という）に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。</p> <p>2 県政の課題について、必要な情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うこと。</p> <p>3 県民の意思を県政に反映させるため、県内全域を対象として、これを的確に把握し、県政の課題の解決のため、政策の実現に努めること。</p>		<p>県政の課題について、県民の意見を聴き、調査研究を行うこと。</p> <p>県政について、県民に説明すること。</p> <p>本会議、委員会等に出席し、審議、審査を行い、必要に応じて議案を提出すること。</p>		<p>議員は、議会の責務を果たすために、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>1. 県政の課題について、県民の意見を聴き、及び調査研究を行うこと。</p> <p>2. 県政について、県民に説明すること。</p> <p>3. 本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行う場に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。</p> <p>議員は、以上に掲げる役割を担うために必要な資質の向上を図るために、不断の研さんに努めるものとする。</p>	財政の無駄遣いチェック、議員・公務員の削減、給与カット、天下りの禁止を行い、そのプロセスを県民に理解してもらう努力をする。
	③議員の説明責任	議員は、前項各号に掲げる役割を担うために必要な資質の向上を図るために、不断の研さんに努めるものとする。	規定すべき。	県政について、県民に説明すること。	県民との関係性の中で規定するのがふさわしいのではないか。		
	④議員の活動(原則)		政策の提案・提言を行うこと。	議案の審議、審査を行うこと。予算の執行監視。 県政への政策提言を行うこと。 ②と同様である。	議員は、県民の信託にこたえるため、県民の意思及び県政が抱える課題を的確に把握し、積極的に政策の提案及び提言を行うとともに、県及び議会の情報の積極的な提供に努めなければならない。 議員は、県民の信託を受けた、社会的、倫理的な責任を負う立場にあることに鑑み、識見を持った議員としての活動を行うとともに、不断の研さんに努めなければならない。 議員活動は、議会開会中に限定されるものではなく、その任期期間中の全時間帯が活動時間であることを自覚すべきである。		
	⑤研修及び調査			審議、政策立案等に必要な能力の向上を図るため、研修、調査研究に取り組み自己研鑽に努めなければならない。			
	⑥政務調査費	別に条例で定めるところによる。 ※茨城県政務調査費の交付に関する条例	政務調査費に関しては、別に条例で定めるところによる。	議員の調査活動や議会の審議、立案等の機能を強化するため条例の定めるところにより、政務調査費を交付する。	会派は、広範かつ積極的な調査研究・県民への政策提言・広報のために政務調査費の交付を受け、適正に活用する。 証拠書類を公開すること等によりその使途の透明性と説明責任を確保するものとする。 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。	議員及び会派は、調査研究に資するために交付を受けた政務調査費の使途に関し、説明する責務を有する。	

本県の議会基本条例に盛り込むべき項目についての意見等

項目		項目に対する意見等					
		いばらき自民党	民主党	自民県政クラブ	公明党	日本共産党	みんなの党
四 議員	⑦会派	議員は、議会の活動を円滑に行うこと等のため、会派を結成することができる。 会派は、会派活動を通じて、会派及び所属議員の政策能力の向上に努め、積極的な政策の立案及び提言に努めるものとする。	議会活動を行うために、会派を結成することができるものとする。 会派は、政策立案、提言、決定に関して、会派間で調整を行うものとする。	議会活動を行うために、会派を結成することができる。 会派は政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で合意形成に努めるものとする。	県議会の運営は、主義主張を同じくする会派を中心とする。 会派は、3人以上の議員を持って構成する。会派を構成しない議員の意見も、議会運営上十分に尊重されなくてはならない。 会派は、会派活動を通じて、会派及び所属議員の政策能力の向上に努め、積極的な政策の立案及び提言に努めるものとする。 会派は、会派間の協議、調整等を行うこと等により、円滑かつ効率的な議会の運営に努めるものとする。	議員は、議会活動を円滑に実施するため、会派を結成することができる。	
	⑧議員連盟	必要なし。	必要なし。	特に必要なし。			
	⑨議員報酬	別に条例で定めるところによる。 ※茨城県議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例	議員報酬に関しては、別に条例で定めるところによる。	特に必要なし。（県条例に定めるところであるので）		県民の理解が得られる適正な水準とする。	議員は本県の厳しい財政事情をしっかりとチェックすると同時に、「県民に負担を求める前にまず議員が身を切るべきだ」と考える。 議員報酬の削減 月額3割・ボーナス5割削減。
五 県民との関係	①県民の参画推進	議会は、県民の意思を的確に把握し的確に県政に反映させるため、委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度の積極的な活用に努めるものとする。 議会は、請願及び陳情が提出されたときは、誠実に処理するものとする。	参考人の招致や公聴会制度の活用をもってこれに充てるものとする。	県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めること。	議会は、県民の意思を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。	議会は、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。 1. 委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度を活用すること。 2. 請願及び陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、誠実に処理すること。 3. 県政の課題を把握するため、県民との意見交換の場等を設けること。	議会報告会の実施。議会の定例会などの閉会後にその議会で決議された議案の内容や議案に対する議論の過程などを議員個人ではなく、議会が機関として、地域に向いて説明する。県民と議会の距離が縮まる。
	②県民意思の反映		規定すべき。	県民の意思を県政に適切に反映させるため、委員会の運営に、公聴会及び参考人制度の積極的な活用に努めるものとする。	予算や県総合計画などの重要案件については、県民の各界各層の意見を広く聞く公聴会等を開催するものとする。（予算案審議に関する公聴会の義務付け） 請願・陳情などの審議にあたっては、提出者より直接意見を聞く機会を持つことが出来る。		議会による県民アンケートの実施（原発、定数削減、議会改革等）
	③広報広聴機能の強化	議会は、県民に開かれた県議会を実現するため、多様な手段を活用し、広報広聴活動の充実を図るものとする。	県民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用し、広報広聴活動の充実を図るものとする。	県民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用し、広報広聴活動の充実を図るものとする。	広聴広報機能を充実させるため、情報委員会の設置を基本条例に盛り込む。	議会は、多様な媒体を活用するほか、必要に応じて報告会を開催する等の方法により、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。	傍聴機会を増やす工夫（スタンプカード等）、あこがれの職業としての地位向上（子ども県議会の設置、中高生の傍聴招待等）、ユーストリームの活用による広報機会の拡大。
	④公聴会・参考人の活用	②と同様	①と同様	②と同様。		議会は、参考人制度、公聴会制度等を積極的に活用すること等により、多様な県民等の意見の把握に努めるものとする。	

本県の議会基本条例に盛り込むべき項目についての意見等

資料 1

項目		項目に対する意見等					
		いばらき自民党	民主党	自民県政クラブ	公明党	日本共産党	みんなの党
五 県民との関係	⑤会議の公開	議会は、その意思決定に至る過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する会派等の賛否を速やかに公表するものとする。 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。	委員会等を原則公開とする。	県民が傍聴しやすい環境を整え、会議の公開に努めるものとする。	原則全ての会議を公開し、議事録を作成し、インターネットなどで公開する。	議会は、議会の意思決定過程を県民に明らかにするため、会議等を原則として公開する。 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。	徹底した情報公開のため、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会も県民の傍聴だけでなく、ネット中継を行う。
	⑥情報公開	別に条例で定めるところによる。 ※茨城県議会情報公開条例	茨城県議会情報公開条例の定めるところにより、公開するものとする。	茨城県議会情報公開条例の定めるところにより、公文書の公開を行うとともに、本会議及び委員会の会議録を県民が閲覧できるようにするものとする。		議会は、茨城県議会情報公開条例で定めるところにより議会に関する文書を公開するとともに、議会の保有する情報の提供に努めるものとする。	議会の出欠、質問回数などの公表、政務調査費の資料提供による公表、動画や画像による視察活動の公表。
	⑦資料の公開		委員会等の資料を原則公開とする。	⑥と同じ	本会議、委員会で議員に配付された資料は、原則県民に公開するものとする。		
六 知事との関係	①知事等との関係	議会は、二元代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する知事との権能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に發揮し、共通の目標である県民福祉の向上と茨城県の発展に努めなければならない。	議会は、二元代表制の下、知事等と対等かつ緊張ある関係を保持しながら、自ら持つ機能を遂行せねばならない。	議会は、二元代表制の下、知事等との立場及び機能の違いをふまえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、自ら持つ機能を遂行せねばならない。	議決権を有する議会は、二元代表制の下、執行権を有する知事の役割を尊重しつつ、緊張感のある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に發揮し、共通の目標である県民福祉の増進と県政の発展に努めなければならない。	議会は、二元代表制の下、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事の権能との違いを認識し、かつ、知事の役割を尊重しつつ、緊張感のある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に發揮し、共通の目標である県民福祉の増進に努めなければならない。	知事等の事務の執行について監視する責務を有する。 県民に知事等の事務の執行について評価を明らかにする責務を有し、県の通知表（知事の公約達成度、情報公開、執行部の行政達成度等）として評価、県民に広く知らせる。
	②議決事件	必要なし。	必要なし。	特に必要なし。	県の総合計画などの議決案件について、具体的に明文化する。		
七 議会との関係	③議会への説明	知事等は、次に掲げる場合は、議会に対し、その内容を説明するよう努めるものとする。 (1) 予算を調整したとき。 (2) 県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。	規定すべき。	特に必要なし（実施している）。			
	④資料提出要求	必要なし。		特に必要なし。			
	⑤議会活動の尊重	知事等は、重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、これらに関連する議会の政策提案の趣旨を尊重するものとする。		特に必要なし。			
	⑥監視及び評価	議会は、知事等の事務が適正、公平かつ効率的に執行されているかを監視し、その効果及び成果について評価するとともに、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置を講じるよう求めるものとする。	規定すべき。	議会は知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。		議会は、知事等の事務事業の執行状況等の点検、監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能について、会議における審議の充実を図ること等により、その強化に努めるものとする。	

本県の議会基本条例に盛り込むべき項目についての意見等

資料 1

項 目		項目に対する意見等					
		いばらき自民党	民主党	自民県政クラブ	公明党	日本共産党	みんなの党
六 知事との関係	⑦知事等による確認（反問権）	必要なし。	必要なし。	知事等は、本会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。	議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された知事等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。		反問権は必要。
	⑧政策立案、政策提言	議会は、議員提案による条例の制定、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。	議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。	議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。		議会は、議案の提出、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。	
七 議会改革	①議会改革	議会は、地方分権の進展等の社会情勢の変化に対応し、継続的に議会改革に取り組むものとする。	規定すべき。	議会は、地方分権の進展等の社会情勢の変化に対応し、継続的に議会改革に取り組むものとする。	不断に議会改革に努めることを明記し、そのための具体的な推進機関の設置を行う。		
	②議会改革推進組織の設置	常設の推進組織を設置する。	規定すべき。	議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。			
	③議員定数	議員の定数及び選挙区については、議会が県民の意思を十分に反映できるよう別に条例で定める。 ※茨城県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例	議員定数に関しては、別に条例で定めるところによる。	特に必要なし（条例のとおりである）。	議員定数、選挙区割りに関し、常に見直しを検討する機関を設置する。	議会は、県民の意思の多様性を県政に的確に反映できるよう、議員の定数及び選挙区については、適切な規模を確保するものとする。	
	④他議会との交流と連携の推進	議会活動の活性化を図るために、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を積極的に推進するものとする。	必要なし。	議会改革を効果的に推進するため、他の地方公共団体の議会と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。	必要なし		
八 政治倫理	①政治倫理	議員は、品位の保持及び政治倫理の向上に努めるものとする。	議員は、県民の代表として良心と責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努めなくてはならない。	議員は、県民の代表として、重要な使命を有し、かつ、高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正、公平及び清廉を基本として、常に品位を保持するよう努めなければならない。	議員は、県民の負託により県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正、公平及び清廉を基本として、常に品位を保持するよう努めなければならない。	議員は、県民の信託を受けた代表であることを自覚し、政治倫理の向上に努めるとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うよう努めなければならない。 議員の政治倫理に関しては別に条例で定める。	議員及び議員の配偶者、2親等以内もしくは、同居の親族が役員をしている企業及び議員が実質的に経営に携わる企業は、県が発注する工事等の請負契約、委託契約並びに一般物品納入契約等の締結については辞退しなければならない。 公務の執行に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしない。 県民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上につとめ、その地位を利用していかなる金品も授受しない。 県が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品契約等に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしない。 県職員の採用、昇格、または異動に関して、推薦や紹介をしない。 政治活動に関し、企業、団体等から寄付金等の行為を受けない。

本県の議会基本条例に盛り込むべき項目についての意見等

資料 1

項目		項目に対する意見等					
		いばらき自民党	民主党	自民県政クラブ	公明党	日本共産党	みんなの党
	②資産公開	別に条例で定めるところによる。 ※政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例	資産公開に関しては、別に条例で定めるところによる。	特に必要なし（条例のとおりである）。			
九 議会事務局等	①議会事務局	議会は、知事等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び政策提言等に関する議会の機能を向上し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとする。	規定すべき。	議会は、その政策立案及び政策提言に関する機能を向上させ、議会活動を円滑、効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。	議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。 議会は、議会運営を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。	議会は、議会運営を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。	
	②議会図書室	議会は、議員の調査研究等に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	規定すべき。	議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能強化に努めるものとする。	議員の資質の向上のため有効に活用する。 県民への情報公開の拠点として機能させる。	議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化に努めるものとする。	
十 補則	①他の条例との関係	この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。	規定すべき。	議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。		この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。	
	②本条例の見直し	議会は、社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。	規定すべき。	議会は、県民の意見、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、この条例の見直しを行うものとする。		議会は、社会情勢の変化、県民の意思等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。	制定後は常にP D C Aサイクルに基づき、検証を行うべき。
※ 追加すべき項目							